

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 12 日（金）第3042号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定	（社会福祉課取扱い）	2
○遊漁規則の変更認可	（水産振興課取扱い）	3
○土地改良区の役員の退任の届出（2件）	（農地整備課取扱い）	3
○土地改良区の役員の就任の届出	（農地整備課取扱い）	3
○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする決定	（農地整備課取扱い）	3
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（3件）	（鹿児島地域振興局取扱い）	4
	（南薩地域振興局取扱い）	4
	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	4

公 告

○落札者等の公告	（情報政策課取扱い）	5
○平成26年度林業種苗生産事業者講習会開催公告	（森林経営課取扱い）	5
○平成26年度砂利採取業務主任者試験公告	（商工政策課取扱い）	6
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	7
○随意契約公告	（産業立地課取扱い）	8
○落札者等の公告	（会計課取扱い）	10
○一般競争入札の参加者の資格に関する公告	（県立病院課取扱い）	10
○一般競争入札公告	（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い）	11

公 安 委 員 会 公 告

○平成26年度技能検定員審査等公告	（免許試験課取扱い）	14
-------------------	------------	----

告 示

鹿児島県告示第910号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
南さつま市大浦町字長山26632番1，字石橋向江26657番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第911号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林の所在場所

指宿市山川浜児ヶ水字長迫32番

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
三気堂薬局南さつま店	南さつま市加世田東本町12-10	平成26年7月31日

鹿児島県告示第913号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
ともファミリークリニック	熊毛郡南種子町中之上3038番地 2	平成26年8月1日
東本町調剤薬局	南さつま市加世田東本町12番10	平成26年8月1日

鹿児島県告示第914号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 漁業権者の名称及び住所
川内川漁業協同組合
薩摩郡さつま町西新町2番地15
- 2 漁業権の免許番号
鹿内共第4号
- 3 遊漁規則の変更の内容
遊漁規則の変更の内容を記載した書類を鹿児島県商工労働水産部水産振興課及び川内川漁業協同組合に備え置いて、縦覧に供する。
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成26年9月2日

鹿児島県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、蓬原土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所
理事 平井 静男 志布志市有明町蓬原2083番地

鹿児島県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、持留川土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所
理事 隈本 建一 曾於郡大崎町永吉7293番地

鹿児島県告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、末吉町高岡土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した役員の氏名及び住所
監事 丸野 忠志 曾於市末吉町南之郷10180番地1
監事 竹田 正人 曾於市末吉町南之郷10490番地
(任期 平成26年3月29日から平成29年3月28日まで)

鹿児島県告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、曾於市が行う土地改良事業団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金柳井谷地区後藤換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 9 月 16 日から同年10月15日まで
- 3 縦覧場所
曾於市大隅支所産業振興課

鹿児島県告示第919号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日置市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化レベル2500，地図編集レベル10000，数値図化レベル10000）
- 2 作業の期間 平成26年 7 月 29 日から平成27年 3 月 5 日まで
- 3 作業の地域 日置市東市来町地域

鹿児島地域振興局告示第20号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
たけのこキッズⅡ	鹿児島市春山町 1218番地1	特定非営利活動法人たけのこキッズ	鹿児島市春山町 1212番地7	坂上 竜次	平成26年 8月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
発達支援センターめばえ	鹿児島市石谷町 1644番地	社会福祉法人常盤会	鹿児島市犬迫町 5975番地	久木元 司	平成26年 8月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援

南薩地域振興局告示第19号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 9 月 12 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者自立支援センターばれつと	南九州市知覧町 郡字横井9047番 1	社会福祉法人敬和会	南九州市知覧町 郡字横井9047番 1	松久保秀徳	平成26年 8月1日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第27号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 9 月 12 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
児童発達支援セ ンターばえむ	霧島市国分中央 一丁目3番29号 野村ビル1F	社会福祉法人真 奉会	霧島市隼人町内 2068番地	大村 貢	平成26年 8月1日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
職員コミュニケーションシステム及び関連機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 7 月 31 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社九州法人支店
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 随意契約に係る契約金額
145,152,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

平成26年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成26年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開催日時
平成26年11月12日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
鹿児島県庁（行政庁舎13階）会議室13-環-1（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間

- 4 受講資格
制限はない。
- 5 講習手数料
14,000円
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受講申込書
 - イ 写真（受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）
なお、提出書類等を受理した後は、受講手数料は返還しない。
 - (2) 提出書類等の提出先
各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
- 7 提出書類等の受付期間
平成26年9月17日（水）から同年10月17日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成26年10月17日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講申込書の用紙の交付
受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課，各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他
講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3360），各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

平成26年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の期日
平成26年11月14日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）
- 3 試験科目
試験は、次に掲げる事項について筆記試験により行う。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
8,000円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形のもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

ウ 試験手数料（8,000円分の鹿児島県収入証紙を、受験願書の所定の欄に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

7 提出書類等の受付期間

平成26年10月1日（水）から同月31日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、平成26年10月31日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17番3号 郵便番号 894-8501）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し、合格証を郵送して行う。

10 その他

試験についての照会は、鹿児島県商工労働水産部商工政策課（電話099-286-2111 内線2934）又は鹿児島県大島支庁総務企画部総務企画課（電話0997-57-7215）に対して行うこと。

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年9月12日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年9月12日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鹿屋寿店

鹿屋市寿四丁目3121番1

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年4月30日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,540平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 52台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物北側 4台
第2駐輪場 建物西側 14台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 11立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成26年 8 月 29 日

.....
随意契約公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の認定を受けた者（以下「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」という。）が新商品として生産する物品の購入について、次のとおり随意契約を行う。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

番号	契 約 の 内 容				契約の相手方の決定方法及び選定基準	契約の相手方の申請方法
	随意契約の方法により調達する予定の物品の名称	数量	随意契約の事務を担当する部局の名称及び所在地	契約の相手方を決定する予定日		
1	蓄光型 床壁兼 用光 路	25ミリメ ートル幅	30枚	鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで	新商品の生 産により新 たな事業分 野の開拓を 図る者が新 商品として 生産する物 品で、予算 の範囲内の 金額で契約 の申込みが あったもの
2	蓄光型 床壁兼 用光 路	35ミリメ ートル幅	50枚	ハートピアかごしま総務 課 鹿児島市小野一丁目1番 1号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで	
3	蓄光型 床壁兼 用光 路	25ミリメ ートル幅	22枚	鹿児島県立鹿児島中央高 等学校事務室	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで	
		35ミリメ ートル幅	20枚	鹿児島市加治屋町10番1 号		
	蓄光型 床壁兼	25ミリメ ートル幅	45枚	鹿児島県立川薩清修館高 等学校事務室	平成26年9月16日 から同年10月30日	

4	用 光 路			薩摩川内市入来町副田 5961番地	まで
5	蓄光型 床壁兼 用 光 路	35ミリメ ートル幅	30枚	鹿児島県立青少年研修セ ンター総務課 鹿児島市宮之浦町4226番 地1	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
6	蓄光型 床壁兼 用 光 路	25ミリメ ートル幅	30枚	志布志警察署会計課 志布志市志布志町志布志 3245番地	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
7	クリス タル大 島絨	コースタ ー	5枚	鹿児島県出納局管財課調 達係 鹿児島市鴨池新町10番1 号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
8	クリス タル大 島絨	コースタ ー	10枚	鹿児島県大島支庁総務企 画部総務企画課 奄美市名瀬永田町17番3 号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
9	クリス タル大 島絨	コースタ ー	5枚	鹿児島県教育庁北薩教育 事務所総務課 薩摩川内市隈之城町228 番地1	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
10	車両の消毒装置「ホ ットキルS」		1台	鹿児島県肉用牛改良研究 所総務課 曾於市大隅町月野2200番 地	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
11	エコノ ライト H G (水銀 灯代替 LED 照明)	500Wタイ プ	1台	鹿児島県立短期大学会計 課 鹿児島市下伊敷町一丁目 52番1号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
12	エコノ ライト H G (水銀 灯代替 LED 照明)	400Wタイ プ	1台	鹿児島県立鹿児島中央高 等学校事務室 鹿児島市加治屋町10番1 号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
13	エコノ ライト H G (水銀 灯代替 LED 照明)	500Wタイ プ	1台	鹿児島県立図書館総務課 鹿児島市城山町7番1号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで
	エコノ ライト	500Wタイ プ	1台	志布志警察署会計課 志布志市志布志町志布志	平成26年9月16日 から同年10月30日

14	H G (水銀 灯代替 L E D 照明)			3245番地	まで		
15	エコノ ライト H G (水銀 灯代替 L E D 照明)	500Wタイ プ	1台	鹿屋警察署会計課 鹿屋市寿三丁目8番30号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで		
16	B o d y p h o n		1台	鹿児島県警察学校会計係 始良市平松4211番地1	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで		
17	木製危険杭		50本	北薩地域振興局建設部建 設総務課 薩摩川内市神田町1番22 号	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで		
18	木製危険杭		50本	大島支庁瀬戸内事務所総 務課 大島郡瀬戸内町古仁屋船 津36番地	平成26年9月16日 から同年10月30日 まで		

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県警察本部長 池田克史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
蓄電池装置の賃貸借 一式
 - 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課庁舎管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - 3 落札者を決定した日
平成26年 8 月 21 日
 - 4 落札者の氏名及び住所
株式会社キューコーリース
福岡市中央区高砂二丁目10番1号
 - 5 落札金額
61,793,280円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 7 月 11 日
-

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年 9 月 12 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

(1) 種類

物品（医療機器類）の購入

(2) 名称

生化学自動分析装置システム 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年9月12日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成28年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 9 月 12 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
生化学自動分析装置システム 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成26年9月12日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便

により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

平成26年10月27日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年10月28日午前11時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Full Automatic Clinical Analyzer System:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 27 October 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto, Kanoya City ,Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-44-3944

公安委員会公告

平成26年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、平成26年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

平成26年9月12日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㊦ 筆記試験 平成26年10月20日（月）午前9時から

㊧ 技能試験 平成26年10月20日（月）午後1時から

㊨ 面接試験 平成26年10月21日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成26年10月20日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成26年11月25日（火）及び同月26日（水）のそれぞれの日の午後1時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

(ア) 筆記試験 平成26年10月27日（月）午前10時から

(イ) 技能試験 平成26年10月27日（月）午後1時から

(ウ) 面接試験 平成26年10月28日（火）午前9時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 平成26年10月27日（月）午前10時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 平成26年11月27日（木），同月28日（金）及び同年12月1日（月）のそれぞれの日の午後1時から

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地）

3 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(ア) 審査の種類（普通自動車免許）

年齢21歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

(ア) 審査の種類（普通自動車免許）

年齢25歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 審査の種類（大型自動車免許，中型自動車免許，大型特殊自動車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，かつ，普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者

(ウ) 審査の種類（大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許）

受審する種類に係る運転免許を有し，それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で，かつ，過去1年以内に，国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ その他

一人の受審者につき，教習指導員審査を1種，技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書（過去5年の交通違反等が記載されたもの）

オ 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し

キ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

ク 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の写し

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）
なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受理した後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

平成26年9月17日（水）から同年10月1日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成26年10月1日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・大型特殊・普通自動二輪・牽引免許

平成26年10月3日（金）から同月17日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、平成26年10月17日の消印のあるものまで受け付ける。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課
始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）
電話番号 0995-65-2295